

平成 2 0 年度第 3 回

札幌市障害者施策推進協議会

会 議 録

日 時 : 平成 2 0 年 1 2 月 1 7 日 (水) 午前 1 0 時 3 0 分開会
場 所 : 札幌市社会福祉総合センター 3 階 第 3 会議室

1. 開 会

事務局（森下障がい福祉課長） 皆様、おはようございます。

障がい福祉課長の森下でございます。

本日は、お忙しい中、ご出席いただきまして、まことにありがとうございます。

それでは、定刻でございますので、ただいまから、札幌市障害者施策推進協議会を開催いたします。

なお、本協議会は、会議を公開しております。本日は傍聴希望の方がいらっしゃいます。

傍聴される方につきましては、資料はお配りしておりますが、発言はできませんので、よろしく願いいたします。

なお、ご意見等がございましたら、配付しております意見書に記載され、会議終了後、事務局に提出していただきたいと存じます。

それでは、まず初めに、お手元にお配りしております資料の確認をお願いいたします。

担当の係長からご説明いたします。

事務局（吉井事業計画担当係長） 障がい福祉課の吉井と申します。よろしくお願い致します。

お手元に配付している資料ですが、まず協議会次第という1枚物の紙でございます。続きまして、委員名簿、これもA4、1枚物の紙でございます。本日の議題の資料といたしまして、A3横でカラー刷りの第2期札幌市障がい福祉計画についてという説明資料と、札幌市障がい福祉計画（素案）と書いたA4の冊子のものをお配りしてございます。最後に、報告資料として、札幌市障害者保健福祉計画主要事業進捗状況というA4横の資料をお配りしております。

もし、配付資料に漏れがあるなどがございましたらご連絡いただきたいと思います。

大丈夫ですね。

あと、傍聴されている方には、先ほど言ったとおり、意見用紙もお配りしておりますので、何か意見がありましたらご提出いただければと思います。

よろしくお願い致します。

2. 札幌市障がい福祉担当部長あいさつ

事務局（森下障がい福祉課長） それでは、開会に当たりまして、障がい福祉担当部長の岡田からごあいさつ申し上げます。

事務局（岡田障がい福祉担当部長） 障がい福祉担当部長の岡田でございます。おはようございます。

本日は、大変お忙しい中、障害者施策推進協議会にご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

また、皆様方には、日ごろから本市の障がい福祉施策の推進に多大なるご支援、ご協力をいただいておりますことに、心からお礼を申し上げたいと存じます。

この協議会は、障害者基本法に基づきまして、障がい福祉施策の総合的かつ計画的な推進についてご審議をいただくための機関でございます。今回は、今年度中に策定しなければならない第2期障がい福祉計画につきましてご審議いただきたいと考えております。障がい福祉計画には、就労支援の強化について盛り込んでおりますが、それに関しまして就労者を支援する立場からのご意見をいただくため、新たに札幌地区労働組合総連合事務局長をされております湯本様を臨時委員に迎え、全24名の協議会となったところでございます。

委員の皆様方におかれましては、長年、障がい福祉に携わっておられる豊かなご経験に培われたご見識、また障がい当事者としての思いなどを通じて、本市の障がい福祉施策について貴重なご意見を賜りたいと考えておりますので、どうかよろしくお願いいいたします。

本日の会議では、平成21年度から始まります第2期の障がい福祉計画の策定に関しまして、札幌市における計画素案についてご説明をいたします。前回の会議の時点では未確定でありましたサービス見込み量や見込み量確保のための方策などを盛り込んだ内容となっております。全体像が見える素案となったかと思えます。来年の1月中旬からは、この素案につきましてパブリックコメントを実施いたしまして、来年3月末には第2期計画を公表することとしておりますが、それに先立ちまして、委員の皆様から、それぞれのお立場に立った率直なご意見を賜りたいと考えているところであります。どうかよろしくお願いいいたします。

最後に、これまでご審議いただいております障がい者交通費助成制度についてですが、現在、見直しの内容に関しまして、障がい者団体などとの意見交換を丁寧に実施しているところであります。この意見交換がある程度終わりました段階でこの協議会にご報告をさせていただきたいと考えておりますので、今後とも活発なご議論をお願い申し上げまして、あいさつにかえさせていただきます。

どうかよろしくお願いいいたします。

3. 委員紹介

事務局（森下障がい福祉課長） それでは、ここで、委員の皆様のご紹介に移らせていただきます。

お手元の名簿をごらんいただきたく存じます。

今回、新たに臨時委員が加わっておりますので、ご紹介させていただきます。

名簿の一番下、24番目の湯本要委員でございます。

湯本委員、一言お願いいいたします。

湯本委員 今回、臨時委員で皆さんの仲間に入れていただきました札幌地区労連、労働組合の専従をしています。

今、話題になっております非正規とか地域で1人で入れる労働組合、ローカルユニオン結と言いますけれども、その副委員長もやりながら労働者の雇用と暮らしを通じて地域で

運動していますので、そういった立場からもご意見をさせていただきたいと思います。

よろしく願いいたします。

事務局（森下障がい福祉課長） 湯本委員、どうもありがとうございました。

なお、本日は、委員名簿の上から 5 番目の大友委員、7 番目の河西委員、8 番目の神田委員、9 番目の坂田委員、10 番目の佐藤委員、13 番目の田中委員、15 番目の西野委員、19 番目の渡辺あや子委員、20 番目の渡辺かおる委員の 9 名の委員の方が、残念ながら都合により欠席されております。

また、12 番目の武田委員、22 番目の相原委員は、出席予定ですけれども、ちょっとおくらしているもようでございます。

それでは、本日、ご出席の皆様につきまして、私の方から所属とお名前につきましてご紹介させていただきますので、よろしく願いします。

それでは、委員名簿の順にご紹介させていただきたいと存じます。

まず、北海道精神保健推進協会顧問の伊東嘉弘様です。

北海道立心身障害者総合相談所副所長の遠藤英一様です。

札幌市中途難失聴者協会会長の扇谷明美様です。

成年後見センター・リーガルサポート札幌支部長の大滝和子様です。

札幌市社会福祉協議会地域活動部長の大西洋一様です。

知的障害者更生施設石山センター施設長の芝木厚子様です。

札幌公共職業安定所所長の中村隆司様です。

札幌市手をつなぐ育成会会長の野宮幸様です。

札幌医師会精神科医会会長の花井忠雄様です。

札幌市民生委員児童委員協議会理事の吉田信子様です。

札幌市障がい者による政策提言サポーター代表の黒田澄雄様です。

同じく、札幌市障がい者による政策提言サポーター副代表の相原正義様です。

同じく、札幌市障がい者による政策提言サポーターの鈴木昭子様です。

先ほどご紹介いたしました新しい委員であります札幌地区労働組合総連合事務局長の湯本要様です。

以上の 14 名の委員の皆様にご出席いただきました。どうぞよろしく願い申し上げます。

今後の進行につきましては、伊東会長にお願いしたいと存じます。

それでは、伊東会長に、一言、ごあいさつをいただきたいと存じます。

お願いいたします。

伊東会長 まず、おわびでございますが、10月の会議には、入院中ございまして、欠席して、神田委員に代行を務めていただきました。大変大事な会議だったのに参加できません、大変申しわけない、ご迷惑をかけたと思っています。改めておわびを申し上げます。

今回も大事でございまして、今年度の最後の会議でございまして、懸案でございました第2計画について、この協議会の総まとめの会議でございまして。忌憚のないご意見を賜りたいと思います。

前回の会議の資料を拝見いたしましたけれども、なかなか盛りだくさんで、ところどころ資料がなかったりして、こういっては何ですが、大変読みにくい資料でございましたけれども、きょうは、その穴が埋まって、全体を眺めることができるように思います。

障がい者のことでございましてけれども、最近、幾つかの大きな問題がございまして。特に、世界的な不況の中で働くことが大変難しいという方もたくさんおられます。その中で、障がい者の就労や福祉をどう進めるかという大変困難な時期といいたいまいしょうか、逆に言えば、やりがいのある時期に差しかかっているような感覚を持って、今日、出かけてまいりました。

ちょっと余談になりますけれども、私の若いころは、福祉の天国というところスウェーデンでございました。私は、スウェーデンという国に行ったことはまだありませんけれども、北欧3国を含め福祉が進んでいる国は大変天国みたいなところだと、将来、日本もあれを見習うべきであるというイメージで見えておりましたが、この会議は、まさに札幌市にそのような地域を実現しようという理念といいたいまいしょうか、希望を持った協議会であります。余り大げさに言うと、ステップが遅過ぎるぞという批判も出てまいりますが、しかし、現実的に一步一步、3年ごとの第2期の計画に来年から入っていくわけですが、第3期をどんなふうにするかと考えながら、市当局にも進めていっていただきたい、こんなふうに思っています。

そんなことで、話せば長くなりますけれども、そんなような困難と希望と両方踏まえた背景の中で、どうぞきょうも活発なご意見を賜ればありがたいと思います。

開会に当たり、一言、ごあいさつを申し上げます。

4. 議 事

伊東会長 それでは、ただいまから議題に入りたいと存じます。

本日の議題は、第2期札幌市障がい福祉計画についてでございます。先ほど、部長からちょっとお話がありましたように、前回ありました交通費の問題については、きょうはないようでございます。それから、障がい者に対する虐待問題については、先ほどちょっと拝見しますと、計画の中に盛られているようなことがございまして、そういう意味では、きょうの障害者施策推進協議会の議題としては、この計画が一つ、もう一つは資料報告が1件あるようでございます。

それでは、第2期札幌市障がい福祉計画について、担当の吉井さんからご説明を願います。

事務局（吉井事業計画担当係長） 札幌市障がい福祉課事業計画担当係長をしております吉井と申します。よろしく申し上げます。

私の方から、本日の議題であります第2期札幌市障がい福祉計画の素案についてご説明させていただきたいと思っております。

恐縮ですが、座って説明させていただきたいと思っております。

お手元にお配りいたしましたA3カラー版の横の札幌市障がい福祉計画についてという説明資料に基づいて説明を進めさせていただきます。あわせて、素案の方も時々めくっていただいて、その中に書いてあることもあわせてご確認いただくような形で進めていきたいと思っております。

伊東会長からもお話があったとおり、前回の資料は、サービス見込み量とか、見込み量確保のための具体的方策などが埋まっていないものでした。今回は、それを埋めて、一応、素案として全体が見えるものをお出ししております。今回、これからご説明いたしますので、その後、ご審議、ご意見をいただきたいと思いますと思っております。

A3横の資料の左上の障がい福祉計画の位置づけの部分ですけれども、まず、平成18年4月に施行され、10月に完全実施された障害者自立支援法は、障がいのある方の自立と社会参加の促進を図ることを目的に制定された法律ですが、真ん中辺に書いてありますとおり、幾つかの課題が指摘されている状況にあります。例えば、利用者負担の問題で言いますと、原則1割負担ということで、サービス利用が多くなる、特に重度の障がい者ほど負担がふえるという形になるという問題があって、国の方でも2回にわたる軽減措置を講じておりますし、札幌市としてもその国の軽減措置から漏れている部分について独自減免をしたり、極力、利用者負担が重くならないようにという配慮をさせていただいております。

もう一つ大きな問題は、新聞報道などでもごらんになったことがあると思っておりますけれども、事業者への報酬体系の問題がありまして、事業者自体の経営が非常に不安定になっております。例えば、児童デイサービスの事業所は赤字ですよという報告も出されているようです。そうすると、事業所の経営が厳しいので、福祉の人材の確保が困難になるという状況がありまして、これは障がい福祉サービスを提供していく上で非常に大きな問題というふうに認識しております。国とか北海道でも経営基盤強化という事業をやっておりまして、報酬体系というのは基本的に制度的な問題ですので、札幌市で直接的に何かをするのは非常に難しい部分がありますが、例えば、授産製品を売っている元気ショップなどでの売り上げが上がる、販売促進が進められると、事業所の方とかそこで働いている方に対する工賃が上がるなどといった効果をもたらすような側面的支援を実施しております。

その他、障害程度区分の認定の仕方とか、障がい者の範囲、例えば発達障がいをどうするなどということも問題になっておりまして、現在、社会保障審議会でその見直しが検討されているというところがございます。札幌市としても地域の実態に根差したよりよい制度となるように、今、働きかけをしているところでございます。

このような課題がある障害者自立支援法ですけれども、これの基本理念であります障がいのある方の自立と社会参加の促進は、理念として方向性は正しいと思っておりますので、

これを進めるため、どのように障がい福祉サービスのサービス基盤を整備し円滑に提供していくのかということそれぞれの市町村ごとに定めるとというのが障がい福祉計画になります。

障がい福祉計画は、ここでも報告させていただいたり、ご審議していただいたこともありますがけれども、平成18年度から平成20年度までの第1期障がい福祉計画を既に策定しておりまして、今年度、その3年目の期限が切れる状況になりますので、これから第2期の21年度から23年度までの計画を策定する形になります。

この二つの計画につきましては、ともに平成23年度の数値目標の達成に向けて、これは地域生活への移行ですとか一般就労支援というたぐいのものですが、23年度の数値目標の達成に向けられた計画でして、1期、2期は基本的に継続する計画という形になってございます。

素案の4ページもあわせてお聞きいただきたいのですが、A3の資料の左下にあります第1期計画の進捗状況、これは第1期計画がどんな感じで進んでいますかという部分ですが。まず、障がい福祉サービスは、例えばホームヘルプサービスなど訪問系サービス、就労継続支援、就労移行支援、生活介護の日中活動系サービス、グループホーム、ケアホームなどの居住系サービスと相談支援によって構成されています。障がい福祉サービスにつきましては、旧法施設からの移行が予定の見込みより少なかった自立訓練、生活訓練と機能訓練などを除き、おおむね第1期計画で予定していたサービス見込み量よりは上回っていきたくらいという状況にあります。

一方、地域生活支援事業は、それぞれの市町村が独自に実施するものですが、後でサービス見込み量のところで少し説明しますが、今現在、札幌市としては、相談支援事業とか、手話通訳などのコミュニケーション支援事業とか、日常生活用具給付事業、居住サポート事業なども含めて数多くの事業を実施しているところでございます。

全体の評価といたしましては、サービス量の確保という点で考えれば、全体としてはおおむね順調に来ているのではないかという評価を一たんはしておりますが、それで満足というわけではなくて、今後の課題として、今回、障がいのある方との意見交換をしたり、施設に入所されている方の意向調査とか、特別支援学校の生徒のアンケート調査とか、いろいろな調査をしたところ、いろいろなご意見が出されました。

ここで幾つか例を今後の課題として挙げているところがありますけれども、一つは、旧体系から新体系への移行がおくれている状況にあります。もともとの見込みとしては、20年度末までに4割弱ぐらいが新体系に移行することを想定したのですが、今のところは2割程度です。全国的におくれているのですが、新体系への移行がおくれていますということが一つです。

二つ目以降は、障がい者の方あるいは団体さんからの意見ですが、特に重度の障がい者に対する介護時間数をさらに拡充してほしいとか、施設から地域移行をするためには、いきなり施設を出てというのがなかなか難しい、地域生活がどういふものかわからな

いとか不安があるということで、本当に地域に出る前に、一度、体験するという事業を実施してほしいとか、地域に出た後、身近な場所で相談を受けられる体制を整備してほしいとか、働いていらっしゃる方、あるいは働こうとしている方からは、就労面だけではなくて生活面も合わせた、例えば就業後に相談を受けられるような就労面と生活面の一体的な支援を受けられる場を整備してほしいというようなご意見を寄せられていますので、今後、その課題についてどのような対応が必要かということを考えて上で第2計画を策定していく必要があるだろうと考えてございます。

A3資料の右上に行ってください、第2計画策定の考え方ですけれども、素案では引き続き4ページ、5ページあたりになります。

第2期計画策定の考え方ですが、第2期計画は、先ほどご説明したとおり、第1期計画から継続して平成23年度の数値目標の達成に向けられたものですので、計画の基本理念とか障がい福祉サービスの基本的な考え方については基本的に踏襲いたします。ここに、基本理念とか障がい福祉サービスに対する基本的な考え方の項目を出しております。基本理念については大きく三つありまして、自己決定と自己選択の尊重、3障がい、身体、知的、精神の一元化、これはサービスの一元的提供の意味です。三つ目が、地域生活移行や就労支援等の課題に対応したサービス基盤の整備ということで、それぞれの細かい内容については、素案の6ページの方に中身を書いております。1期計画のときもご説明した内容ですので説明は省略させていただきますけれども、そこに今回も載せさせていただきます。

障がい福祉サービスについての基本的な考え方につきましても、1期計画と同様に4点ございまして、必要な訪問系サービスの保障とか、日中活動系サービスの保障とか、施設入所、入院から地域生活への移行を促進とか、福祉施設から一般就労への移行等を推進ということで、これも踏襲します。これにつきましても、素案の15ページに載っておりますので、説明は省略いたしますけれども、後でござらなければと思っております。

第2期計画では、第1期計画の進捗状況、障がいのある方の実情やニーズ、事業者の新体系の移行状況というものを踏まえながら、第1期計画で取り組んできたものを継続していったり、新しいことを追加していったりというようなことを行っていくこととなります。

障がい福祉計画の計画事項は、そこに括弧でくくっております。計画事項は大きく三つございまして、一つは障がい福祉サービスのサービス見込み量がどうなりますかということと、それを確保するための方策をどうしますかということと、地域生活支援事業をどのように実施していきますかという3点が大きく計画事項という形になります。これを、先ほど言った進捗状況とかニーズというものを踏まえて必要な修正を行っていったものが、第2期の計画になります。

第2期計画を策定するには、まず第1期計画では、実は障害者自立支援法を施行後に制度がちょっと複雑な中、速やかに策定しなければならなかったという事情がございまして、どちらかというと、サービス量の確保という点に主眼を置いて策定した点が否めない状況

にございます。第2期計画では、それだけでは不十分だということで、障がいのある方のニーズとか実情を十分に把握するために、先ほどご説明したような第1期計画よりも多くの調査とか意見交換を行ってきました。その結果、先ほどご説明したような課題がより明らかになったという状況でございます。

第2期計画では、この課題の対応も踏まえながら、生活を支えるサービス基盤の一層の充実とか、自立を支える就労の支援の強化という観点に立って計画を策定いたしたいと。さらに、ニーズに応じた質の高いサービスを提供することによって、障がいのある方の自立と社会参加の一層の促進を図っていくものにしたいと考えてございます。

そういうような観点に立って、第2期計画の策定に当たっては、一番右下のところですけども、まず、新体系への移行です。これは23年度までに完成させなければならないので一層促進していくのは当然として、新たな課題として把握いたしました介護時間数の拡充とか、地域生活体験事業の実施というさまざまな課題の解決に向けてどういうことをしなければいけないのか、すぐにできるものとできないものがあるので、検討したり、できるものは実施したりということ盛り込んでいきたいと思っております。

あわせて、ニーズに応じたきめ細かなサービス提供、質の向上に向けて、まず事業者と連携した、今、連携が十分かどうかというのはより連携を高めて質の向上を図る取り組みを進めますとか、身近な場所で相談を受けられる体制を整備して、障害のある方の地域生活を支える地域でのネットワークの構築、地域自立支援協議会のところで説明しますけれども、そういうようなものの構築を促進していくというような取り組みを計画に計上していきたいというふうに考えてございます。

A3の2枚目に移っていただきまして、素案で言いますと20ページからの部分になります。

障がい福祉計画では、障がいのある方の自立と社会参加を促進していくために、具体的な数値目標を定めることになってございます。数値目標については、大きく三つございまして、これらについては、計画を策定するに当たりまして、例えば21ページに書いてあるように、国の基本指針とか北海道の策定方針がございまして、札幌市でも、特に道の方なのですけれども、これらの策定方針に従って第1期計画策定時点で数値目標を定めています。これにつきましては、先ほど申し上げたとおり、第1期計画と第2期計画はそれぞれ23年度の目標を達成するために継続したものですので、数値目標自体はこのまま変えなしということで進めているところです。

目標が大きく三つございまして、まず一つ目の入所施設の入所者の地域生活への移行の部分ですけれども、これにつきましては、平成17年10月時点で施設に入られていた方が2,528人いらっしゃったのですけれども、これを23年度末までにそのうちの19%に当たる480人以上の方をグループホーム等の地域生活へ移行していただくという目標をしております。

現状の実績はどうかといいますと、ちょっとデータは古いのですけれども、平成19年

9月までの実績で言いますと、133人となっております。先ほど少し話したとおり、新体系の移行がおくれていること等を考慮いたしますと、割と目標に近い形で推移しているという状況だというふうに評価しております。ただ、当然、480人達成したらそれで満足というわけではないので、より多くの方に移行していただくため、今後の取り組みという部分に書いてあるようなことを行いということです。居住サービスとか日中活動の場の充実と拡充は、第1期計画でも進めていましたけれども、当然行います。相談支援事業所の拡充も、毎年1カ所から2カ所ずつふやしておりますが、これも引き続き進めていくとともに、自立支援協議会などを活用した地域のネットワークづくりも、今後、進めていきたいと思いますということと考えております。

ちょっと字体が変わっている目立つ字体で書いてある部分が、第2期計画で新たに盛り込もうかと思っている部分です。

一つ目は、先ほど地域生活体験事業をしてほしいというニーズがあるというお話をしましたけれども、そのニーズを受けて、施設入所者を対象とした地域生活を体験する仕組みを実施できないかということです。今の現行制度の枠組みですと、旧法の施設入所支援とか、新法でも施設入所支援を使っていると、ほかのサービスを利用して報酬が算定されないという制度上の壁があり、それで体験ができない状況にあるのですけれども、地域生活へ移行するための体験をするかという仕組みを検討して、可能なら実施していきたいということを考えてございます。

もう一つは、介護時間数の拡充という課題がございまして、それに対応するために、介護サービスの提供方法を工夫することによって効率的な介護時間の拡充ができないか、これを検討していきたいということで、この二つについても新たに取り組みを進めていきたいと考えてございます。

なお、この数値目標につきましては、ちょっと副次的ですけれども、施設入所者の削減という目標もあります。平成23年度までに370人の削減、入所者数で言うと2,158人の入所者にしたいという目標もあります。これの実績は、平成20年3月末の数字ですが、2,508人ということで、実際には20人の削減になっている状況でございます。この理由としましては、地域生活に移行される方が133人いるという実績を先ほど説明しましたけれども、移行した方と入れかわりに新たに入所される方がいらっしゃるということで、いまだに待機されている方も結構いるということで、全国的な傾向ですけれども、入所者数の削減にはなかなかつながっていない状況にあります。

全国的で言いますと、入所者数の削減は0.3%しか進んでいない状況にあって、札幌市でもこの数字を見ると1%弱ぐらいの数字になっております。

二つ目の入院中の精神障がい者の地域生活の移行ですが、これは平成17年度に北海道が実施いたしました。精神科病院の在院患者調査で、退院が可能だけでも、住まいがないというような事情から退院できていないという精神障がいのある方が、当時、札幌市で400人いらっしゃるという状況がわかったので、その全員を地域生活に移行することを

目指すというものでございます。

この実績については、実は平成19年度に北海道が同じ調査を行っているところですが、その調査の結果が公表されておりませんので、札幌市でも状況がわからないのですが、札幌市独自に平成19年度に精神科病院の在院患者調査を行っております。これは、あくまでも参考数値として押さえていただきたいのですけれども、その中では、病状は回復しているのだけれども、住まいがないという理由によって入院している方、いわゆる社会的入院と呼ばれる方が276人という数字になってございます。

札幌市としては、社会的入院の数を減らしていこうということに向けて取り組んでいくということで考えているところでございます。そのために、今後の取り組みとしまして、第2期計画におきましては、1番目の目標の入所施設の入所者の地域生活への移行と同じように、サービス基盤の整備を進めていくのは当然といたしまして、その他、精神障がいの方へのサービスの提供を円滑に進める必要があるだろうということもあるのですが、もう一つ、これは今年度中に始めるかなというところですが、今現在検討中のところで、上から2番目の精神障がい者地域生活移行支援事業を実施することで考えております。

この精神障がい者地域生活移行支援事業については、素案の25ページにこんな流れで実施しますという図を載せております。

この中で、利用される方に対して自立支援や個別支援なりを行った上で地域生活に移行していただきたいということで取り組みを進めていこうと考えております。

三つ目の福祉施設から一般就労への移行ですけれども、これにつきましては、平成23年度、この1年間において福祉施設を退所して一般就労に移行する方を平成17年度の1年間の実績であります22人の4.5倍に当たる100人を目指すものでございます。実績につきましては、平成19年度、この1年間で85人という数字になっており、三つの数値目標の中では比較的高い実績が出ている状況にございます。

障がいのある方の自立促進というのは自立支援法の観点でありますので、促進するという観点から、100人という目標を達成したからそれで十分だねということではなくて、より多くの障がいのある方、希望される方が一般就労に移行できるように、第2期計画におきましては、第1期計画で書いていなかった部分としては、派遣という形態を使って、企業と障がいのある方がうまくマッチングできるかどうかということと、企業理解促進を進めていく元気はっけん(派遣)試行事業を実施していきたいということと、もう一つは、生活面と就労面の一体的な支援の場があったらいいねというご意見をいただいていたのですけれども、それを受けて、これは既に今年度の10月から1カ所で開催しているのですけれども、地域活動支援センターの就労者支援型を設けて、そこで働いている方が集まって交流したり、相談を受けたりということは今後も実施して拡充の方向を目指していきたいと考えているところです。

単に一般就労だけではなくて、障がいのある方の今後働きたいという意欲をわかせるとか生きがいを増進していくために、一般就労だけではなくて福祉的就労についても取り

組んでいく必要があるということで、この中で福祉的就労についても少し触れようかなと思っております。その中身としては、今、元気ショップ1号店、福祉ショップいこ～るがあるのですが、元気ショップ2号店をつくりまして、新たな販路拡大を模索していきたい、これを22年度までを目標につくっていきたいと考えてございます。

もう一つは、市役所における福祉施設への発注機会です。これは、物品の購入だけではなくて、役務の発注も含めてですけれども、それをどうやって拡大して皆様のところに役務とか物品発注ができるかということを考えていくということも含めまして福祉的就労を進めていきたいと考えております。

素案の27ページの下の方に、就労支援としてこんな事業をやっていますという図を載せてございます。今ご説明しなかったものも幾つかございますけれども、さまざまな取り組みを踏まえつつ、今後も障がいのある方の自立を促進していきたいと考えているところでございます。

次に、サービス見込み量とサービス見込み量等確保の方策、A3の紙でいうと下半分のところになりますけれども、素案では28ページからになります。

サービス見込み量につきましては、平成23年度の数値目標を達成して、障がいのある方の自立と社会参加を促進するために必要となるだろうと思われるサービス量を見込んだものになってございます。第2期でつくります平成21年度から平成23年度までのサービス見込み量につきましては、第1期計画のサービスの利用状況とか、障がいのある方から寄せられたニーズとか、事業者の新体系への移行状況というものを踏まえまして上方または下方に修正することになっております。

札幌市でも、そのような状況を踏まえまして、今後さらに利用が見込まれる、あるいは整備が必要だねと思われるサービスについては上方に修正する、そうでないものは、場合によっては下方修正するものもございます。第1期計画時点で過剰に見込んでいた部分についても、あわせて下方修正を行うものもございます。

この中で、今回、事業がいっぱいあるのですが、とりあえず主なサービスを六つだけ上げてここに記載させていただいております。

一覧といたしましては、50ページから52ページまでに第2期計画のサービス見込み量の一覧を載せておまして、53、54、55ページで第1期計画の実績一覧、20年度は見込みなのでございますけれども、実績一覧を載せている状況にあります。全部の説明は難しいので、主なサービス、このA3の方にだけに絞ってご説明をさせていただきたいと思っております。

この中で上げている一番上の居宅介護ですけれども、これにつきましては、実は第1期計画の策定時点では平成23年度に7万6,000時間弱ぐらいになるだろうということで積算していたところなのですが、実際には措置制度から支援費制度に移行したときに、サービスの利用が非常に伸びていました。それで財政的に厳しくなったので自立支援法ができたという側面もあるのですが、基本的に高い伸び率でそのまま推移していきたくらうと

いう見込みで第1期計画を策定しました。ところが、実際に自立支援法が始まったところ、当然、かなり伸びてはいるのですけれども、措置から支援費に入ったときほどの伸びではなかったということがわかったので、これについては少し下方に修正させていただくということで考えています。

ただ、特に重度の方に提供する重度訪問介護の方につきましては、そこに書いてありますとおり、平成23年度で2万時間ぐらいふえるだろうという見込みで、重度の方に対して、極力、手厚くサービス時間を確保していくことになるだろうという見込みで考えてございます。

生活介護就労支援のB型とかグループホーム、ケアホームについても、前回の1期計画のときよりも少し上回る、あるいは同じぐらいの数字で、相談支援事業は基本的に計画どおり着実に整備していくという形で考えております。

それぞれのサービスについて上方修正したり下方修正したりというものがあるのですけれども、障がい福祉サービス、先ほどの訪問系サービスとか日中活動系サービスについては、居宅介護とか自立訓練というものを除いて、大抵のものは今回少し上方に修正したいというふうに見込んでおります。ただ、サービス見込み量に関しては、北海道が市町村のサービス見込み量を積み上げて計画を策定する関係から調整が必要な状況となっておりますので、場合によっては、今後、その調整で数字が多少変動する可能性がございますので、そこは少しご承知おきいただきたいと思っております。

A3横の一番右下にありますサービス見込み量確保の方策の部分ですけれども、素案では56ページになります。

今後の方策としましては、先ほど数値目標のところでご説明いたしました今後の取り組みと重複する部分が結構あるのですが、例えば、訪問系サービスにつきましては、先ほど説明したような介護サービスの提供方法の工夫により効率的な介護時間の拡充について検討というものをこの中では触れていますけれども、そのほかに質の向上が必要だねということで観点のところでは話させていただいたのですが、質の向上、円滑なサービスの実施に向けて、事業者間の情報提供とか事業者間の連携の強化、あるいは研修を実施して質を高めるといった取り組みもあわせて行いたいと思っております。

日中活動系につきましても同じように、例えば、ほかの都市で先駆的な取り組みをやっていたら、それを調査して札幌市でも取り入れられないかということを実施したり、この中でも事業者の連携を強化していきたいということで、訪問系サービス、日中活動系サービス、居住系サービス、地域生活支援事業についてそれぞれ見込み量確保の方策について56ページ、57ページに記載しております。

障がい福祉計画は、最初の方にご説明したとおり、サービス見込み量と、その見込み量確保のための方策と、地域生活支援事業の実施状況についてという部分になってございまして、その中で地域生活支援事業の部分に関して言いますと、素案の35ページからになります。

お時間の都合上、全部の説明はできないのですが、例えば38ページ、39ページを開いていただきたいと思うのですが、地域生活支援事業の中に相談支援事業ということで、障がいのある方が地域で自立した生活を送れるように相談支援を行いますという事業があって、先ほどご説明したとおり、拡充していきますという方向で考えています。単に相談支援事業所をふやすだけではなくて、地域におけるネットワークを確立するために、39ページに書いてあるような相談支援体制の整備をして、自立支援協議会の運営方法も少し変えたりして、より相談支援事業所のネットワークにとどまらず、ほかのサービス提供事業所も含めたネットワークづくりを今後目指していきたいと考えているところでございます。

もう一つは、46ページ、47ページをお開きいただきたいのですが、前回の10月の協議会のときに、伊東会長からもご指摘があったとおり、地域見守りネットワークということについてご報告させていただきました。障がいのある方の権利を守っていくということに関しては、基本的に重要な観点だと思っておりますので、今回、細かくは載せられませんが、権利擁護体制として札幌市では生活あんしん支援センターをやっていて、その中で地域生活支援事業の一つであります障がい者あんしん相談を運営しています。それぞれ単体でやっていた四つの権利擁護事業を一体として運用していくという形で、ことしの10月からあんしん支援センターをつくったわけです。

そういうようなことで、総合的に権利擁護を行っていくとか、下半分のところにありますように、虐待情報が来たときの対応について、相談支援事業所や地域包括支援センターを通報窓口として、地域の方から通報を受けたときに、札幌市が関係機関と連携をしながら、速やかに状況を確認して対応を行うような体制を整備してきているところでございます。これについても重要な観点だと思っておりますので、計画の中で触れたいなということで、今回、載せさせていただいております。

最後に、A3の2枚目の右上にありますスケジュールの部分ですけれども、計画の素案では18ページ、19ページになります。計画策定の経緯というところです。

今現在、庁内の会議でこの計画の素案についての審議もいただいておりますし、きょう施策推進協議会でもご意見をいただきたいということで、一応、年内にこの素案を一たん固めまして、来年1月15日から30日間、パブリックコメントをかけたいと思っております。その後、パブリックコメントで寄せられたご意見等をもとに必要な修正があれば変更いたしまして、来年3月末にこの計画を公表したいと考えてございます。第1期計画のときと同様に、この計画を公表した後の4月ぐらいになると思うのですが、改めて、この協議会にご報告をさせていただきたいというふうに考えてございます。

第2期障がい福祉計画の素案につきましては以上でございます。

伊東会長 ただいまのご説明に対して、ご質問、あるいはご意見を賜りたいと思っております。

ご発言のときには、膨大なものですから、どこの箇所についてのご意見やご質問なのかということをお願いいたしますと、その趣旨がよく伝わると思いますが、どうぞご発言

願います。

花井委員 全般にわたることですが、今、社会保障審議会の障害者部会が一昨日、一応、全般の使命を終わって意見をまとめて、今度、来年の通常国会に見直し法案が上程されるというふうになりました。時期がいつかはちょっとわかりませんが、その中で何点が見直される事項、項目もあるようです。それとの兼ね合いから言いますと、この札幌市の第2期計画の場合も、見直し法案の内容によって、それに沿った見直しをもう一度かけていくという理解をされていてよろしいのでしょうか。

伊東会長 国の動きの関連ですね。

いかがでしょうか。

事務局（吉井事業計画担当係長） 確かに、ご指摘のとおり、今、試行後3年後の見直しで、社会保障審議会で議論されていて、これから法改正が行われるだろうと思っております。

恐らく、施行期日が21年4月以降のものになると思いますので、当面、第2期計画の策定当初については現行制度の枠組みでつくろうということで、今回、素案を示しています。ただし、花井委員ご指摘のとおり、見直しされて、制度の枠組みが変わったときには、この計画もそれに合わせて見直すことになるというふうに考えております。

伊東会長 市の方では、よく認識しておられて、対応も考えるということによろしいですか。

では、その次に、どなたかご意見、ご質問をお願いします。

野宮委員、どうぞ。

野宮委員 今後の取り組みの中で、元気ショップ2号店の開店を予定しておりますけれども、私どもは同業者でございますので、差し支えなければ、2号店をオープンする場所がもしおわかりであれば、ちょっとお聞かせ願えれば大変ありがたいです。

伊東会長 2号店の時期と場所ですね。

事務局（成澤就労・相談支援担当係長） 就労・相談支援担当係長をしています成澤と申します。お世話になっております。

元気ショップ2号店については、立地場所等をどこにするかということはまだ決まっておりません。そこで、今年度は店舗形態を、いこ～るさん、あるいは既存の元気ショップと2号店がどのような役割分担できるか、地域活動支援センター、小規模作業所の作業内容を踏まえて、どういった店舗形態にするか、立地場所も含めて、21年度中ぐらいにはいろいろ調査とか検討を進めていきたいと思っております。またお話できる材料が出ましたら情報提供していきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

伊東会長 元気ショップの2番目のものは、まだ具体的な場所、時期ははっきりしないということでございます。

湯本委員、どうぞ。

湯本委員 湯本です。

市の福祉施設への発注機会の拡大の検討ということが出ていたのですが、今、具体的にどういう形で検討といいますか、計画されているのか、この時点でのものがあれば教えてください。

事務局（成澤就労・相談支援担当係長） 発注機会の拡大については、現段階では札幌市の重点計画に、22年度までに検討を進めて何か仕組みをつくるということで計上させていただいています。現在は具体的に市内でどれくらい発注が広がっているか、これから調査をして再度把握して、広報さっぽろの配布とか公園の清掃とか一定程度の広がりを見せていますので、再度、状況を確認して、どういう仕組みをつくっていくか、今後、検討していく予定であります。

伊東会長 ちょっとわかりにくい方もいらっしゃるかと思います。僕も詳しいことはわかりませんが、障がい者の皆さんの就労の場所として、市役所での物品の調達とか、掃除などの作業を、障がい者の就労を目標としている人や施設に発注しようと、いわば札幌市内でいろいろ営業をしている方々のモデルみたいな、これはいいよというものを市みずから示してということなのでしょうね。これから調査研究するというところでございます。

大滝委員、どうぞ。

大滝委員 大滝です。

精神障がい者の精神障がい者地域生活移行支援事業についてお尋ねします。

素案の25ページに図が示されていまして、自立支援員が個別の利用者さんに個別支援を行うということが書かれているのですが、具体的にはどのような形で予定されているのですか。例えば、自立支援員の支援の期間はどのくらいなのか、では、地域生活に移行した後はどのような形で支援が継続されるのかということをお聞きします。

それから、細かくて申しわけないのですが、もう一点、素案40ページの成年後見制度利用支援事業に関してですが、現在、地域生活移行を進める上では成年後見制度利用支援事業の利用が欠かせないかなと、私、個人的には思っているのです。現在、市長申し立てをしていただけるのは、成年後見の後見類型に限られていると伺っておりまして、地域生活をなさる方にとって多分利用が多いと思われる補助とか保佐に関しては市長申し立てができないと伺っております。

もう一点、成年後見制度利用支援事業の費用負担の範囲は、今まで市長申し立てに限定されて運用されていたのですが、厚労省の見解としては市長申し立てに限定されないというような通達も発表されていますので、それに対するご見解を伺いたいと思います。

以上です。

伊東会長 2点のご質問です。

事務局（浅野自立支援担当課長） 障がい福祉課自立支援担当課長の浅野でございます。

それではまず、精神障がい者地域生活移行支援事業の中身について説明をさせていただきます。

伊東会長 資料の25ページですね。

事務局（浅野自立支援担当課長） 失礼しました。

25ページの図をごらんくださいませ。

個別支援の具体的な内容ということでございますけれども、当然、この事業は各精神科病院の方からの患者さんの推薦に基づいて実施するわけでございますが、それぞれの患者さんの状態に応じまして、まず、一緒に外出してみようかというところから始まります。当然、入院期間が長い方だと、切符を買って乗り物に乗るといって自体もスムーズにいかないということがございますので、そういうところから始めたり、あるいは、実際に現在さまざまな形で日中活動の場が提供されておりますが、そこへ一緒に行って活動する。あるいは、退院後に住まうことになるグループホーム、ケアホームで体験の入所をしてみるといった支援を考えております。

実際に、支援の日数については、それぞれの方によって長短いろいろあると思うのですが、先進して実施している他市の例によりますと、平均で150日から180日ぐらいというようなデータが出ております。

退院後ですけれども、グループホーム、ケアホーム、自宅に帰られる方もおられますが、退院後は地域活動支援センターを中心とした支援を行いたいというように考えております。当然、病院に通うということが必要でございますので、服薬管理その他についても主治医の意見を聞きながらその後も医療的ケアは継続していく環境も整備したいと考えております。

以上です。

伊東会長 一応、精神障がい者の話はよろしゅうございますか。

では、次をお願いします。

事務局（成澤就労・相談支援担当係長） 成年後見制度の関係です。

実は、今、札幌市の方はこちらの利用の要綱、取り決めを高齢者と一緒に札幌市で一本化してしまっていて、その関係で、通達内容とか、社協さんにできたあんしんサポートセンターとの関係性を含めて利用しやすいように運用していきたいと思っておりますので、確認して内部調整をしたいと思っております。

伊東会長 よろしいですか。

花井委員のお仕事の関係ですが、退院の方はよろしゅうございますか。

花井委員 今、地域生活移行支援事業を札幌市が要綱をつくって準備されていると理解しております。ただ、現実的な問題として、A3判の2ページ目の左側に、入院中の精神障がい者の地域生活への移行のところ、札幌市の調査で社会的入院者数は276人という数が出ています。これは、実際、地域移行が可能な人をどう考えるかという調査は、私に言わせれば非常に漠然としているのです。

病院というのは施設ではないので、どんどん入院してくるし、退院もどんどんしていくわけです。では、この地域に移すというのはどういう人を対象にして考えるのか、276人とか、そんなものではなくて、毎年もっともっと各病院を退院して、全国で言うと37

万人が入院して、1年以内に28万人が退院しているわけです。そして、5万人ぐらいが大体1年を越していきます。ところが、1年を越していった5万人も、長期入院者全体の中では総体で毎年5万人ぐらい、1年以上の人も退院しているわけです。だから、長期入院の人が全体で言うと23万人ぐらいで、ほぼ全国的に毎年一定しているのです。

だから、地域移行を促す対象を一体どこに置くのかということをしかり定めないと、現実的な数字が出てこないのだろうと思うのです。例えば、1年以上入院している人だって5万人は退院するので、その人を対象にするのか、あるいは、もっと長期の人を対象にするのか、では、どういう状態の人を地域移行にするのか。黙っていても1年以上の人で5万人は退院するわけですから、その人は黙っていても、退院して、行くところに行くわけです。そういう人を対象にしても現実的に意味はないわけですから、その辺の議論がほとんどされないまま、ただ社会的入院とか地域移行何人という数字だけがひとり歩きして出ていくということが精神の場合にはあるのです。ここが、普通の施設と病院の違いなわけです。

そういう点から考えると、そこがはっきりしないから、地域の精神障がい者にどういった居住サービスを用意するのか、精神医療でグループホームは札幌市で何ぼぐらい用意するのか、ケアホームは何ぼぐらい用意するのかという実態把握は、そういう数字が出てきてもできないだろうと僕は思うのです。

そういう意味では、ここが精神の特殊性かもしれませんが、病院としては、やはり地域移行できるというふうに主治医が判断する場合に、いろいろな範囲があります。自分一人で御飯も食べられるし、買い物もできるし、掃除もできるし、生きていけるといふ人も想定しますし、地域移行できるというのは、24時間、だれかがそばにいて、面倒を見て、何かあった場合にはすぐに対応してくれるという体制があれば地域移行できると。あるいは、施設のように、24時間、ケアの人が身近にいれば退院できると。こういう人たちの主治医は、全部、地域移行と頭で考えて回答するわけですから、その辺が非常に難しいところだと思います。

伊東会長 実際に患者さんと毎日顔を突き合わせている花井委員から見ると、具体性が、とらえどころがないというような印象を持っておられるようです。

どなたか、花井委員に何か適切なアドバイスをお願いします。

事務局（浅野自立支援担当課長） 花井委員おっしゃるとおり、数字のとり方は、条件によってはいろいろな数字が出てきて、我々もどの数字を扱ったらいいのか、困っているところがございます。数字のとり方につきましては、政令指定都市の各主幹課長会議、その他、厚労省の会議の中で、我々も加わった中でいろいろな検討をして、より精度の高い情報の把握に努めてまいりたいと思っております。

それから、花井委員がおっしゃるとおり、確かに、主治医の主観によってそういうところが左右されると、大変困ったこともいろいろ出てくると思いますので、この事業の対象の選定に当たりますとは、選考委員といいますか、委員会形式で各病院から推薦を受けた

方々について、その委員会の中で精神科のお医者様を中心とした委員の皆様にご議論をいただいた中で決定していく形をとって、ある程度、統一的な運用を図りたいと考えております。

以上です。

伊東会長 いろいろな問題があるのでしょうかけれども、これに関しては、きょうは患者会の河西委員がお見えになっていないのでご意見を伺えませんが、時間がありますから、そのうち河西委員のお話も聞いてみる必要があると思います。あるいは、市の方で既に伺っているのかもしれませんが、そういうことでイメージのはっきりした政策に育ててほしいと思います。

そのほかに何かありますか。

残り時間が15分ほどありますが、ご意見なりご質問なりございましたら、どうぞ。

委員のお仕事との関係で何か不明なところがあったり、あるいは、こういうものがあつた方がいいとか、ここはこうの方がいいというご意見があれば、市の方にお話しするいい機会だと思いますが、いかがでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

伊東会長 もう一つ、市の方からご報告いただく資料がございますので、そちらに移つてよろしいでしょうか。

(「異議なし」と発言する者あり)

5. 報 告

伊東会長 それでは、質問あるいはご意見を伺うのはここで終わらして、市のご説明に移っていただきたいと思つています。

事務局(吉井事業計画担当係長) では、お手元にお配りいたしました札幌市障害者保健福祉計画の主要事業進捗状況をご報告いたします。

A4横の資料になってございます。

札幌市障害者保健福祉計画は、今ご審議していただいている障がい福祉計画とは別のものでして、札幌市の障がい福祉施策に関する基本的な計画として平成15年度に策定したものであります。この障害者保健福祉計画のうち、障がい福祉サービスとか地域生活支援事業の実施をどうするのかというのが、今回ご審議いただいた札幌市障害福祉計画になります。

この基本計画であります札幌市障害者保健福祉計画というのは、共生、共感、共同を基本理念といたしまして、すべての市民の方が、障がいのある、ないということなどにかかわらず、ともに生活して、ともに認め合いながら、社会の構成員として役割を担っていく、国でいうところの共生社会の構築を目指したものでございます。この実現に向けて札幌市で取り組んでおります。障がい福祉課だけではなくて、各部署で取り組んでいる施策を、理解促進、生活支援、保健・医療、生活環境、教育・育成、雇用・就労、情報・コミュニ

ケーション、スポーツ・文化の八つの体系に分類いたしまして、相互に協調し合いながらこれらの施策を計画的に実施していこうという計画でございます。

今回は、この計画の主要事業につきまして、実施状況、進捗状況をまとめましたので、お時間があるときにお読みいただければということで参考にお配りしました。

以上でございます。

伊東会長 ありがとうございます。

この資料に目を通していただいて、ちょっとわかりにくい資料なのですが、この際、理解するために詳細にご説明いただくことはございませんか。

(「なし」と発言する者あり)

伊東会長 またお読みいただいて、不明な点がございましたら、どうぞ、直接、電話などで吉井係長にお尋ねいただいてもいいですね。

では、きょうの協議会はそろそろ終わりにしたいと思いますが、この際、何か日ごろお考えのことがあれば、きょうの協議の次第とは別にご発言いただいて結構です。いかがでしょうか。

この協議会は、今年度はきょうが最後です。来年度になってから、きょう協議いたしました計画ができ上がって、それを報告いただくというのが、私どもの会議の次のスケジュールになっていますが、そういう意味でこの計画について皆さんと一緒に考えてきた集大成を、先ほどのスケジュールにありましたように意見を聞いて、市の計画としてまとめようという作業に入っていくようでございます。

この協議会としても大変熱を入れて取り組んできたということになりましょうか。でき上がりを期待していきたいと思います。

これで、きょうの会議は閉会といたしますが、よろしゅうございますか。

(「異議なし」と発言する者あり)

6. 閉 会

伊東会長 お忙しいところ、ありがとうございました。

では、きょうの会はこれで終わりたいと思います。

以 上